

令和3年度滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

- 1 開催期日
令和3年7月5日（月）15時00分～16時45分
- 2 開催場所
滝沢市役所4階中会議室
- 3 議題
会長、副会長の選出について
- 4 報告
 - (1) 本協議会設置の経緯と滝沢市いじめ防止等対策リーフレットについて
 - (2) 「令和3年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について
 - (3) 「滝沢市いじめ防止等対策協議会運営要綱」について
 - (4) 平成27年度～令和2年度の滝沢市小中学校いじめ調査結果等について
- 5 協議
 - (1) 報告事項について
 - (2) 盛岡教育事務所管内のいじめ等の状況について
 - (3) その他について
- 6 出席委員
委員18名中17名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	望月 亮一	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	出
2	西崎 裕永	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部児童相談第二課 課長	関係行政機関の職員	出
3	大槻 勝	盛岡西警察署 生活安全課課長	関係行政機関の職員	出
4	太田 厚子	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	中村 美以子	滝沢市立鵜飼小学校校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
6	藤澤 英輝	滝沢市立滝沢中学校校長	学校教育の関係者 (中学校長)	出
7	佐々木 則子	元村保育園園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
8	岡崎 久美子	滝沢市PTA連絡協議会会長 (滝沢中央小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
9	吉田 友彦	滝沢市PTA連絡協議会監事 (一本木中PTA会長)	児童・生徒の保護者 (中学校PTA)	欠
10	大西 洋悦	盛岡大学文学部 児童教育学科教授	学識経験者 (大学教員)	出
11	加藤 孔子	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者 (大学教員)	出
12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部 幼児教育科教授	学識経験者 (大学教員)	出

13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者（弁護士）	出
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック院長	学識経験者（医師）	出
15	春日 菜穂美	盛岡大学文学部 児童教育学科 教授	学識経験者（臨床心理士）	出
16	砂田 麻子	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者（社会福祉士）	出
17	田村 真弓	滝沢市健康福祉部 児童福祉課課長	本市の職員（関係課）	出
18	川村 喜直	滝沢市市民環境部 防災防犯課主任主査	本市の職員（関係課）	出

7 市出席者

教育長		熊谷 雅英
教育次長		佐藤 勝之
教育委員会学校教育指導課長		内川 千亜希
同 指導主事		小原 聡直
同 副主幹兼指導主事		赤井 洋平
同 学校教育専門員		名須川 淳精
同 主査		大村 和臣

8 傍聴人 なし

9 内容

(1) 開会

委員18名中17名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

- ・熊谷教育長より挨拶
- ・委員紹介（佐藤次長）

(2) 議題

(佐藤次長)

続きますして、議題に入ります。いじめ防止等対策協議会設置条例第6条により、本協議会の議長は会長が行うこととなっておりますが、この後会長が決定するところまで、引き続きこちらで進行させていただきます。

それでは、議事に入ります。

「いじめ防止等対策協議会の運営」について、事務局より説明及び提案願います。

(事務局)

説明。

(佐藤次長)

只今の事務局の説明について、何かご質問のある方はいらっしゃいますか。無いようですので、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。選出に関わり、委員の皆様から、何かご意見はございますか。特に意見が無いようであれば、事務局案を提示してもよろしいでしょうか。

(事務局)

事務局といたしましては、会長には、名簿10番、盛岡大学教授大西洋悦委員を、副会長には、名簿5番、鶴飼小学校校長中村美以子委員をお願いしたいと考えております。

(佐藤次長)

事務局より提案がありましたが、大西委員と中村委員にお願いしてよろしいでしょうか。よろしければ拍手で承認願います。

<各委員より拍手>

(3) 報告・協議

(佐藤次長)

続きまして、協議に入ります。いじめ防止等対策協議会設置条例第6条により、本協議会の議長は会長が行うこととなっております。それでは、大西会長、よろしく願いいたします。

(議長)

それでは、協議に入る前に会議録の署名人を指名したいと思います。本日の会議録署名人につきましては、藤澤委員と岡崎委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに本協議会設置の経緯と滝沢市いじめ防止等対策リーフレットについて、教育長より報告をお願いします。

(教育長)

本協議会設置の経緯を報告。

滝沢市いじめ防止等対策リーフレットは、協議会設置の経緯を踏まえ、委員の皆様のご意見をいただきながら、いじめを許さない、見逃さないということで、子供達はどうするのか、学校の先生はどうするのか、保護者はどうするのか、地域の人たちはどうするのか、そして、いじめにあったときには必ず相談するよにということを含めて作成して市内全戸に配付したものです。

(議長)

続いて、「令和3年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について、事務局より報告願います。

(事務局)

いじめ防止等に関する市及び学校の取組と令和3年2月25日に改訂した内容について報告。

(議長)

続いて、「滝沢市いじめ防止等対策協議会運営要綱」について、事務局より報告願います。

(事務局)

運営要綱について報告。

(議長)

続いて、「令和27年度から令和2年度の滝沢市小中学校いじめ調査結果等」について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告。

(議長)

ここまでの報告に関して質問がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

運営要綱に関しての質問です。公認心理士という国家資格がスタートしているので、要綱上の記載方法は臨床心理士がよいのか、公認心理士がよいのかという部分を検討していただきたいと思います。

(事務局)

検討いたします。

(議長)

それでは、協議に移ります。初めに、先ほどまでの報告事項について、皆様からご意見・ご提言いただきたいと存じます。小学校ではどのような点に気を付けながら、いじめ対策を行っていますか。

(委員)

小学校での取組を紹介。

(議長)

ありがとうございました。コロナ禍の中、子供たちの様子が以前と違うと思われることがあったらお話しいただけないですか。

(委員)

マイナス面というよりは、昨年度から様々な取組をしているので、思いやりの心の醸成が図られているように感じています。

(議長)

このような状況下でも思いやりの心が育まれているということですね。ありがとうございました。

続きまして、いじめと一言で言っても、様々な要因が重なる場合があるようですが、医師の立場から見て、いかがですか。

(委員)

不登校の子供たちが増えています。学年が上がるにつれて、いじめではないですが友達関係で悩んでいるように思います。周りから見ると無視されているように見えますが、本人たちは違うと言っているというケースがありました。人間関係づくりについて、小学校から指導が必要と考えています。

(議長)

ありがとうございました。臨床心理士の立場からいかがですか。

(委員)

いじめの加害者が色々な噂の対象となる場合がありますが、加害者が周りからいじめられ、連鎖していくケースがあります。子供は相手の気持ちを思いやることができなかつたりするので、加害者側のケアをしっかりとすることも重要であると思います。

(議長)

ソーシャルワーカーとして、今、特に気になることあれば発言願います。

(委員)

子供の命を絶対守るという考えをもって活動していますが、どんなことが起きていたのか、防ぐためにはどういうことをすればよかったのか、普段からSOSを発していたのではないのか、他の生徒との関わりの中で何かサインがあったのではないのか、それを考えていったときに、学校生活だけではなく、家庭生活で生徒が抱えていた大変さがあっ

たのではないか、客観的に見ると大したことではないかもしれませんが、その子自身のもっている特性によって、感じ方や受け止め方に差があるので、その辺の配慮が必要だと思っています。その子の個別性に目を向けながら保護者と協力して対応していきたいと考えています。

(議長)

特別な支援が必要な子供や、発達に課題を抱える子供の事例はございますか。

(委員)

支援が必要な子に対し、周囲とずれた行動や発言をしたときに、行き過ぎた注意、のけものとか、回避、避ける、無視するということが生じたときに先生たちは何ができるかということについてですが、一つ目は、子供たちが共有できる場を増やすこと。二つ目は、物事に集中して取り組める環境を整えること。三つ目は、休み時間にじゃれ合っているような場合があり、加害者側は遊んであげていると思っているが、本人は嫌がっているというケースに着目すること。四つ目は、空気が読めないという部分もありますので、周辺の児童も色々と言い分があるので、その話を担任の先生が丁寧に聞いていく必要があること。こういう調査研究の結果がありますので、参考にしながら現場で見なければよいと思います。

(議長)

ありがとうございます。保育園ではいかがですか。

(委員)

コロナ禍で小学校との焼き芋会での交流会を実施することができていません。焼き芋の会という形ではなくても何らかの形で交流を深めていきたいと思っています。市から巡回指導があり、発達段階において見守りが必要な子がいるのでアドバイスをいただいています。月齢が低ければお互いの差を感じませんが、年中、年長になると話がうまくできないことに気づき、からかうことなどがあります。一人ひとりが違うので、職員が関わり、お互いの思いやりを大事にしていかななくてはならないことと、保護者の方への支援を大事にしなければならないと考えています。就学に向けては、小学校との連携が必要なため、園での様子をお伝えすることが大事だと考えています。

(議長)

ありがとうございます。子供たちの関係づくりや今だから大事なことなど、いじめの加害者被害者両方の立場に立って考えること、命を守るため子供たちのSOSに気づくこと、現代なりの子供たちの特性を見極めることが大事だと思います。今の部分についてご意見ご質問がある方は発言をお願いいたします。

(委員)

家族としては普通の子だと思っても、同じ学年の子から見ればいじめの対象となってしまうことがあります。家族として知的障がいと向き合う人は、特別な気持ちをもたずに接することができますが、そうでない人は受け入れ難い対象になってしまうのだと思います。学校及び家庭でそういうことに対して察知する過程を見直していけたらよいのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございました。

一点確認をさせていただきます。先ほど、事務局より、滝沢市いじめ防止等対策協議会運営要綱について報告がありました。第3条には、「協議会に特別の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる」となっており、会長の指名する委員をもって組織するとなっています。(1) 大学教員、(2) 弁護士、(3) 医師、(4) 臨床心理士、(5) 社会福祉士となっております。会長の指名とありますので、私の方から、指名させていただき、この場で組織したいと思いますが、よろしいで

しょうか。

それでは、大学教員は、私が引き受けることとし、(2)の弁護士は、天間委員。(3)医師は、山口委員。(4)臨床心理士は、春日委員。(5)社会福祉士は、砂田委員。以上の5名をもって部会を組織することにして、よろしいですか。

異論が無いようなので、そのとおりとします。

続きまして、盛岡教育事務所管内のいじめ等の情報提供をお願いします。

(委員)

数値だけを見るといじめの件数が増加になっていますが、各校がいじめの認知のためにアンケートを始めたり、日常的な観察が浸透してきていること、児童生徒の訴えをすぐに反映させたり、丁寧に対応していることの証拠だと感じています。また、法に基づいた認知へ学校の理解が進んできたということもみられるかと思えます。課題としては学校全体の体制、組織対応というところで、学校訪問しながら指導と助言にあたっていますが不十分な状況があります。各学校のいじめの認知については、いじめの調査、学校生活アンケートという形で最低でも学期に1回は必ずやっている状況でありますし、子供たちが辛いとか悲しいという訴えは全ていじめと認知しながらその状況を聞き取り、解決に向けて進めるよう取り組んでいるところです。

一点目、いじめの情報共有という点においては、引き続き、教職員間に周知しており、状況に応じては保護者に相談したり、保護者からの情報共有の中で指導に活かしていく部分もあります。一人で抱え込まずに全ての教職員が注意深く児童の行動を観察して組織的な対応を行っているところでもあります。いじめの発生の原因として考えられるのが、コミュニケーション能力が欠如しているということです。SNSに象徴されるように自分の気持ちの表現において、表し方が非常に欠けるために、トラブルの元になってしまっているのが見られています。また、SNSでの誹謗中傷や画像撮影等の問題によるいじめというのも若干発生しているところでもあります。それらにつきましては、関係機関、保護者からの情報をいただきながら早期の情報収集を図って取り組んでいるところでもあります。いじめの調査が積極的に行われているものを有効活用することが必要であります。その調査結果と同様の事案については、いち早く教師間で情報共有して対策委員会などで検討するなどして早い対応を行うことを目指しています。

二点目として教育相談体制が重要だと思っています。児童生徒の心のケアのため、個別面談を通して、児童生徒に寄り添った対応をしていくということが大切です。担任や学年をもっていない養護教諭、スクールカウンセラー等にも必要に応じて対応していただきながら、心の側面について考えていくということが必要になってきます。

三点目、児童生徒や生徒会の主体的な取組がいじめの根絶に向けて一番効果的であると考えています。各校ではいじめ防止週間やいじめに対しての意見発表会、いじめゼロ宣言、各学級の代表が集まる代表委員会等での意見交換、いじめ防止のスローガン作成、一人ひとりが日常的に温かな言葉環境を整えながら指導していく必要があります。

四点目は、いじめ事案に対する教職員の研修を充実させていく必要があります。

五点目、より専門的な見地からご意見をいただきながら子供の心に寄り添った対応がなされるようにしていくことが必要です。

六点目、温かい言葉遣いや、丁寧な言葉などの言語環境を整える中で、思いやりに結び付けた日常生活を心がけさせることが必要になっています。

七点目は、子供のみならず保護者への情報モラルの指導を徹底していくことも大切ではなかろうかと思えます。今、子供自身が自分ひとりの携帯電話を専用で持っているという割合が非常に高くなっております。小学校、中学校にどのような形でそれを管理しているのかという保護者への問いに、把握しているという答えが小学校で8割、中学校も同様だったのですが実際場所、使う時間等は把握していますが、その内容、活用の仕方のチェックについては、なかなかされていないという現状があります。今、子供たちを取り巻く誹謗中傷だとか、そういった内容によく踏み込みながら、子供たちがツールとして活用する携帯電話、スマホ、インターネットなどの利用面の情報モラルをより強く保護者に啓発していくことが必要になっていると感じております。

八点目といたしまして、滝沢市では毎月11日を安全・安心・心の日と位置付けておりますが、学校の方針を保護者に周知徹底することで、命を守る日、命を大切にする日

という活動も多く見られてきております。そのような形で、自分の命が一番大事、自分と同じように相手を大切に、その命を守ること、人間の尊厳を考えていくことに関わる活動を行っています。

以上、いじめの発生の状況とその後の対応ということで概要を述べさせていただきました。学校生活の人間関係づくりが未熟な児童生徒がいることから、いじめがあって当たり前の部分もあります。けれど、そこを人間として行ってはいけない行為であるという善悪の判断をきちんともたせるといのも人間教育の大切な段階であると考えます。未然防止、適切な対処、職員の研修の充実を令和3年度の重点と掲げています。未然防止として、子供たちの居場所づくり、絆づくりを大切にしていること、早期発見に向けて適切な対処の三点について、各小中学校の体制が充実するように訪問させていただきながら確認しているところです。

(議長)

ありがとうございました。中学校の取組についてはいかがでしょうか。

(委員)

アンケートを毎学期実施しています。本校では生活のアンケートというものも6月に行いました。これについては、日常生活で思っていることを生徒に記入してもらうものになります。今までは特に気になる生徒と面談をしていたのですが、今年度は全ての生徒の話を書くことにしたため、早期発見につながっているものと思います。毎月11日は安全・安心・心の日として滝沢市では全ての学校で取り組んでいますが、防災のことも兼ねながら、命に関わる話を学年で行っています。先日も学年の集会の中で、各先生方が順番に自分の中学校時代の経験、仲間を大切にすることを中学校で学んだということを生徒に話す機会を設けました。今の時期の友達との人間関係、みんなが安心して暮らせる学校が必要ということを伝えることが、いじめが起きないことに繋がっているのかなと思っています。気になる点としては、コミュニケーションの欠如ということがありまして、コミュニケーションツールとしてSNSを使用しているため、直接会話するよりも一つの言葉で傷つきやすいのかな、直接自分の話をしているときは、お互いの顔を見ながら、声の音量ですとか、声質とかでお互いの感情を確認できますが、ちょっとした悪口で傷ついて学校に行きたくない、会いたくないというふうなことも実際はあります。子供たちはアンケートにそういうことを書いてくれるので、情報を集めて対応しています。

(議長)

ありがとうございました。PTAの立場として、いかがですか。

(委員)

昔のいじめは目に見えるものだったと思いますが、今のいじめは目に見えないものに変ってきていると感じています。子供には使用状況の確認をするという約束をして携帯電話を与えていますが、巧みに親がわからないサイトで悪口を言っているケースがあるようで、いじめを受けている子供がいじめられていることがわからないといういじめがあるようです。また、年齢が上がるにつれ、いじめられていることを認めたくないというものもあるように思います。思春期の時期でもあるので、アンケートで全てを把握するのは難しいのではないかと感じています。全てのいじめがアンケートにでているわけではないので、親や学校もその部分について把握するのが大変だと思います。

(議長)

ありがとうございました。児童相談所としてはいかがですか。

(委員)

児童相談所としていじめの相談を受けることは少ないですが、友達との関係がうまくいかなくてという相談や学校でうまく生活ができないという相談はあります。コロナ禍で変わってきている部分は、エッセンシャルワーカーの家庭がだいぶ傷んでいるという

ことです。特に医療機関のご家庭で、家族を犠牲にして仕事に取り組んでいるため、いろいろ限界となって児童相談所に家庭内の不和、家庭内で暴れているなどの相談が増えてきています。この状態があと一年くらいは続くことが見込まれるため、エッセンシャルワーカーの家庭及び児童については、もうちょっと丁寧に支援が必要だと感じています。滝沢市のいじめ防止リーフレットの中で、正義という言葉が入っていますが、正しく理解して、正しく運用することが必要なのではないかと考えています。正義を実行するうえで必要なのは寛容です。正義としてこの子に対してこういうことをしてほしいときに、教育の現場では多数の人間に対してハードルを設けて、越えられない子供もできてしまうという問題があります。その子たちに対して間違った正義を背負った他の子供たちがなぜできないんだ。おまえたちができないとクラスの迷惑になるじゃないかということを決して生じさせてはいけません。生じさせてしまった場合は、教育者や関係する者が作ってしまったいじめになると思います。しつけと虐待の差は、がんばればできることをやらせるのがしつけで、できなかったときになんでできなかったのかと考えさせてクリアさせるのがしつけ、その子が絶対にできないハードルは設けてなんでできないんだというのが虐待ということだと思います。子供たちにしつけで正義というマジョリティを課す、その点について現場でも気を付けて欲しいと思っています。

(議長)

ありがとうございました。警察の取組はいかがですか。

(委員)

警察では、非行少年の取り調べ、少年補導、家庭内トラブルの対応というのが多い状況です。そういった中で、トラブルの背景を考えながら、関係機関と連携して対応していきたいと考えています。トラブルとして、SNSが軽犯罪被害につながるが多いため、情報モラル教室等を実施しております。是非、お声かけいただきたいと思っています。

(議長)

ありがとうございます。いじめ防止に係る人権擁護の取組はいかがですか。

(委員)

いじめの早期発見の部分で、毎年、小学校、中学校にSOSミニレターというものを配付しておりまして、秘密厳守ということで本人から直接法務局に送っていただくということで対応しています。案件によっては、生徒さんの生死に関わるケースもあるので、そういった部分については関係機関と連携して対応することとしています。スマホの関係で人権教室の要望が小学校、中学校、高校からもありまして対応しています。誹謗中傷関係については、法務局でもプロバイダに削除要請を行っております。

(議長)

ありがとうございました。学校や関係機関が、実際に気を付けなければならないこととして、どのようなことがありますか。

(委員)

数年前から弁護士会として、いじめ予防授業ということで学校に訪問していじめはなぜいけないのかということと、なぜそれを弁護士がわざわざ言いに来るのかということと、過去の裁判例とか、人権意識ということを伝えながらやっています。

一つ目として、授業で扱ういじめの題材が実際に学校で起きていた場合、それに反応してしまう子供たちがいることとなりますので、事前に学校へ授業の内容を情報提供し、そのクラスでいじめがあるのか聞いてみるというのがありますが、学校から隠さずにいじめがあることを教えてもらえるので、良いことだなと感じています。

二つ目として、SNSに対する要望は学校からよくいただきますが、SNSの進歩は非常に早いので、我々が勉強するところにはまた別の新しいものが使われている状況にあります。子供たちがやるSNSはLINEとかTwitterというものだけでなく、ゲームのア

プリの中のチャットや出会い系を使っていたり、どんどん進化しているため、先ほどプロバイダの話もありましたが、削除してくれるプロバイダもいれば、開示請求に対応してもらえないプロバイダもあります。そういう中でSNSでのいじめは非常に多く、隠れたところでおこっており、アンケートでは捉えられない暗数もあると考えています。弁護士会としても対応に悩んでおり、SNSの問題をどう変えていくのかというのは、非常に難しい問題であります。法律的なところを言うところだけど、それをどう理解してもらうかというのはなかなか難しいで問題だと思っています。加害者がさらにいじめられるという問題もありますが、いじめ予防授業でも実際に今いじめている子を更なる被害者にはしたくないということがあって、いじめというのはやはり学校が改善していかなくてはならない問題であり、いじめが悪いことだからそれを僕たちが正そうという意識にはなっていて欲しくないと考えています。いじめは学校が解決するものであるから、あなたたちは加害者になってはいけないということを授業で伝えています。どうしても弁護士案件になってしまうと、いじめられた子供の保護者にも関係することになり、非常にデリケートな問題になるというのが実感でして、一人で抱え込まないで支援する側、解決する側も複数対応というのが大事だと思います。

(議長)

ありがとうございました。滝沢市の取組や、今後の課題についていかがですか。

(委員)

いじめを受けていることを言えなかった子はいないのでしょうか。自死に至る子は言えない子であるケースが多いと思います。コロナ禍による誹謗中傷も含めてそれに対応して言える子、相談できる子を育てたいと考えています。それには心理教育授業というものを取り入れ、段階的に小学校から中学校まで積み重ねていけば授業の悩みを相談できる子が育つのではないかなと思っています、そういうものがこれからの学校の対策として必要ではないかと思っています。

(議長)

皆様から様々な観点からいじめ防止に係るご提言、ご意見をいただきました。滝沢市の子供たちが健全で、充実した生活を送れるようサポートしていくことを確認して会を閉めたいと思います。

ここで議長の任を終えさせていただきます。活発な協議ありがとうございました。

(教育長)

今回はいじめに対する提言やお考えを紹介していただきました。それに対する協議まで至らなかったわけですが、今回いただいた中で、今回は、人間関係作りのこと、それから発達障がいの子がどのように過ごしていけばよいのかということ、SNSに関わる事例のこと等、皆さんからいただいた様々なことの中から具体的な事例を基に協議していただけたらと考えております。

(佐藤次長)

会長ありがとうございました。

(佐藤次長)

長時間にわたり、熱心なご協議ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回いじめ防止等対策協議会を終了いたします。

次の開催時期は来年の1月28日(金)を予定しております。状況によっては、臨時に委員の皆様や、部会の委員の皆様にご参集いただくこともあるかもしれませんが、通常は年2回の開催を予定しております。なお、第2回の協議内容については、市内各校での実践の様子をご報告したいと考えております。また、今年度のいじめ調査結果の報告に対するご意見をいただき、次年度へ反映させていく予定であります。それでは、本日は誠にありがとうございました。